

第174回国際高官セミナーに参加して

福岡家庭裁判所 次席家庭裁判所調査官 立岡佳子

私は、令和2年1月16日から同年2月14日まで、国連アジア極東犯罪防止研修所（UNAFEI）において開催された第174回国際高官セミナーに参加しました。本セミナーの主要課題は、「刑事司法の各段階を通じた再犯防止及び円滑な社会復帰のための諸方策：政策とグッドプラクティス」であり、日本を含めて14か国から、この主要課題に関する政策の策定、実施等に関与する23人の幹部職員が参加しました。

本セミナーにおいては、犯罪者が更生し、社会への再統合がなされることで、その者の再犯防止につながり、安全・安心な社会が実現され得るという認識のもと、再犯防止や社会復帰の観点を入れた処遇選択の在り方、選



択された処遇を適切に実施するために必要な刑事司法機関の態勢や制度とその運用の在り方、官民の連携や地域社会の理解と協力を促進するための方策等について、①各参加者が所属する分野における現状、問題点及び対策等についての個人発表、②海外からの客員専門家、国内講師及びUNAFEI教官による講義、③刑事司法関係機関等の見学、により様々な知見を得つつ、④3班のグループワーク形式で討議を行い、取り組むべき課題を明確化し、その方策を検討することに取り組みました。

刑事司法の各段階における処分の選択の幅は、各国の法制度によって異なり、その実務での運用の程度も様々です。例えば、同じ「probation」という名で呼ばれる制度であっても、具体的な内容は異なるということが客員専門家の講義において説明され、個人発表やグループワークの場面において参加者の間でも度々実感されました。また、施設内処遇に関する課題について討議する中では、ある参加者からの「犯罪者の特性に応じた処遇プログラムを実施しているが、その効果を適切に検証するためのデータの収集、分析の手法を改善する必要がある。」という発言に対して、別の参加者が、「私の国では、過剰収容等の問題を抱えて

おり、まずは、環境の整備や施設運営の適正化を図らねばならない。」という発言をした場面もありました。そうした中でも、社会内における適切な監督及び支援を伴う非拘禁措置の有用性、犯罪者個々の特性に応じた処遇を実施するためのアセスメントや処遇プログラムの重要性、並びに民間の団体や地域社会の理解と協力を得るための啓発活動の必要性等については、講師からの実践に基づく説明、関係機関の見学等を通じて参加者の間で共有されました。そしてこれらをふ



まえた上で、グループワークにおいてはそれぞれの実情を紹介し、何が課題で、今後、どのような取組が必要かといったことを話し合いました。海外参加者からは、本セミナーで知った日本の制度や客員専門家が示された知見等を自国で紹介し、取

組の参考にしたいという発言が多く聞かれましたが、特に、保護司制度については、保護司国際研修の参加者との意見交換会に加え、保護司宅を訪問してお話をうかがう機会を設けていただいたことなどもあり、海外参加者の関心が高かったと感じました。

家裁調査官である私個人としては、非行少年や薬物依存者のアセスメントや処遇に携わっている参加者の間で、「Central 8」^(注1)を踏まえたリスクアセスメント・ツールや認知行動療法的な介入が話題になったり、客員専門家が講義の中で「RNR原則」^(注2)に言及されたりしたことなどから、科学的エビデンスに基づく実践が各国の刑事司法の現場で志向されていることを再認識することができました。客員専門家の講義において、自国で行われた取組の内容だけでなく、変革を実行するに当たり、どのようにして組織全体の動機づけと理解の浸透を図ったのかをうかがえたことも、組織運営に携わる者として参考になる点が多くありました。また、講義や海外参加者との間での学びに加えて、日本人参加者との間でも、所属機関が、検察、矯正機関、更生保護機関及び裁判所と多様でしたので、それぞれの機関の実情を説明し合ったり、課題に対する各々の視点からの意見を交わしたりし、知識や気づきを得ることができました。

本セミナーは、比較的少人数の参加者全員が寮で寝食を共にし、各国の生活や

文化について語り合えたという点でも、大変貴重な機会でした。広島及び京都での施設見学、卓球大会や茶道体験、休日の銀座、浅草、上野のツアーなども良い思い出になりました。日本で開催されたセミナーであり、海外参加者から、日本の文化や習慣について尋ねられることが多く、関心を持ってもらえたことを嬉しく思いながら、日本人参加者で協力しつつ説明しました。日本語教室をきっかけに、熱心に日本語を覚えていた方や、「けん玉」を上手に操ることができるようになった方もいました。私自身は、英語力の問題で、海外参加者のお話を詳細まで十分に理解することが難しい場面や、自身の伝えたいことを即座にうまく表現することができず、もどかしい思いをすることが度々ありましたが、英語が堪能な日本人参加者の助力を得たり、海外参加者に辛抱強く付き合ってもらえたりしたおかげで、日々の会話を楽しむことができました。



参加者の間では、セミナー終了後も近況報告が続いており、本セミナーで得た知見や経験を自国で生かすことに着手したとの報告も届いています。今後とも、参加者間のつながりは、セミナーで共有した共通認識と、共同生活の中で育まれた友情とを基盤とする刑事司法実務家のネットワークとして、互いの貴重な財産となるものと考えます。

最後になりましたが、このように充実したセミナーに参加させていただいたことと、セミナー期間中はもとより準備段階から事後に至るまで様々な御支援をいただいたことに、心よりの感謝を申し上げ、UNAFEIの活動のますますの御発展を祈念いたします。

(注1) Central 8

犯罪につながる要因としての関連性が高く、かつ処遇によって変えることのできるリスクは犯罪誘発ニーズ (criminogenic needs) と呼ばれているところ、その代表的な8つの要因が central 8 (中心的8リスク要因) と呼ばれている。具体的には、①犯罪履歴、②犯罪支持的態度、③反社会的パーソナリティパターン、④向犯罪的な仲間

関係，⑤仕事・学業状況，⑥家族・婚姻状況，⑦薬物乱用，⑧余暇状況が挙げられている。

(注2) RNR原則

カナダの犯罪心理学者D.A.アンドリュース， J.ボンタらによる，再犯削減や更生に効果的な処遇の展開に向けたリスク・ニーズ・レスポンスビリティ原則に基づくアセスメントおよび処遇の方法論を指す。

①リスク原則とは，対象者の再犯リスク水準に対応した介入密度の処遇を実施すると最も再犯削減効果が上がるという，リスク水準と介入密度とのマッチングに関する原則。

②ニード原則とは，対象者が必要とする各種の処遇ニーズのうち，犯罪誘発ニーズ（criminogenic needs）の働きかけに優先性をもたせた処遇が再犯をより削減するという原則。

③レスポンスビリティ(応答性)原則とは，処遇は対象者(学習者)の特徴に最も響く指導法を勘案すると最も期待した効果が上がるという原則。

[参考]

Andrews, D. A. & Bonta, J. *The psychology of criminal conduct*, 2010

日本犯罪心理学会編『犯罪心理学事典』2016年，378－381頁